

○猪名川町土砂等の埋立て事業の保証金に関する質権設定契約実施要領

平成29年7月4日

要領第38号

(目的)

第1条 この要領は、猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例（平成29年猪名川町条例第16号。以下「条例」という。）第22条第3項の規定により、町と条例第2条第1項に規定する土砂埋立て等を行う者（以下「事業主」という。）が締結する質権設定契約に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(金融機関)

第2条 条例第22条第1項の規定に基づき、事業主が保証金を定期預金により預入する金融機関は、事業主に対する債権を有しない金融機関に限るものとする。

(質権設定契約書)

第3条 条例第22条第3項の規定に基づき、町と事業主が締結する質権設定契約は、定期預金質権設定契約書（様式第1号）によるものとする。

(金融機関の承諾等)

第4条 事業主は、条例第22条第3項の規定に基づき、町を質権者とする質権設定に対し、当該金融機関の承諾を得なければならない。

2 事業主は、前項の承諾を得た場合は、当該承諾書に公証人による確定日付を取得しなければならない。

(利息の取扱等)

第5条 条例第22条第3項の規定に基づき、町と事業主が締結する質権設定契約において、町が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、当該金融機関の定める利率により発生する定期預金の利息は含めないものとする。

2 条例第21条に規定する土砂埋立て等の完了の届出前に、条例第22条第1項の規定に基づき預入された定期預金に満期日が到来し、当該金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が及ぶものとする。

(預り証等)

第6条 条例第22条第3項の規定により締結した質権設定契約に基づき、町が事業主から定期預金証書を預かったときは、事業主に預り証（様式第2号）を交付するものとする。

2 条例第22条第3項の規定により締結した質権設定契約を、条例第24条の規定により解除するときは、町が預かっていた定期預金証書を事業主に返還することにより行う。

- 3 第1項の預り証は、前項に基づき、町が事業主に定期預金証書を返還したときは、事業主はこれを町に返還しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

定期預金質権設定契約書

猪名川町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、次のとおり定期預金質権設定契約を締結する。

第1条 乙は甲に対し、猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例（平成〇〇年猪名川町条例第〇〇号。以下「条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、乙が猪名川町内で行う土砂等の埋立て事業（以下「本件事業」という。）の適正な履行に対する保証として、金_____円を負担していることを確認する。

第2条 乙は甲に対し、前条の保証を担保するため、後記定期預金債権に質権を設定し、同預金証書を本契約締結と同時に甲に引き渡すものとする。乙は本契約締結後直ちに、定期預金の預入先金融機関から質権設定の承諾を得て、承諾書に公証人の確定日付を押捺のうえ、甲に引き渡すものとする。

第3条 前条で設定した質権において、甲が質権者となる対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含めないものとする。

第4条 本件事業の完了前に定期預金債権に満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより継続更新された定期預金債権についても、当該債権に同一性が認められる限り、設定した質権の効力が及ぶものとする。

第5条 乙又は本件事業につき、条例第23条及び同条例施行規則（平成〇〇年猪名川町規則第〇〇号。）第25条に規定する事由のいずれかが発生したときは、甲は質権を実行し、第三債務者から預金債権の払戻しを受けることができる。

定期預金債権の表示

預入先 _____ 銀行 _____ 支店 _____
口座番号 _____
金 額 金 _____ 円 _____
期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
名 義 人 _____

上記のとおり契約が成立したので、本証書一通を作成し、末尾に甲乙各自記名押印の上、甲がこれを保有し、乙は本証書の写しを保有する。

年 _____ 月 _____ 日

債権者（甲） 猪名川町上野字北畑11-1

猪名川町長

㊞

設定者（乙）

㊞

（金融機関の承諾書）

上記債権質権設定を承諾した。

金融機関（所在地）

（支店名）

支店長

㊞

様式第2号（第6条関係）

預り証

定期預金証書1通

（内 訳）

預入先

銀行

支店

口座番号

金 額

金

円

期 間

年 月 日から

年 月 日まで

名 義 人

上記定期預金証書を、猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例第22条の規定により締結した質権設定契約に基づき、確かに預かりました。

年 月 日

様

猪名川町上野字北畑11-1

猪名川町長

印

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）